

## 新潟県多重債務者対策連絡会議運営要領

### (名称)

第1 この会議は、新潟県多重債務者対策連絡会議（以下「会議」という。）と称する。

### (目的)

第2 会議は、多重債務の相談業務や啓発活動等に関係する団体及び行政機関（以下「関係団体等」という。）が緊密な連携を図り、多重債務者の救済や未然防止に資することを目的とする。

### (所管事項)

第3 会議は、多重債務問題の重要性にかんがみ、関係団体等の連携等を強化し、多重債務問題の解決を図るため、次の事項を協議する。

- (1) 多重債務に関する相談等への連携、対応に関すること
- (2) 多重債務の未然防止に関すること
- (3) その他目的達成に必要な事項に関すること

### (会議の事務等)

第4 会議の議長は県民生活課長とし、会議の事務は県民生活課が担当する。

### (会議の構成員)

第5 会議の構成員は別記のとおりとするが、必要に応じて、所管事項の遂行に関係する関係団体等を加えることができるものとする。

- 2 構成員のほか、必要に応じて、所管事項の遂行に関係する関係団体等に会議への出席を求めることができるものとする。

### (会議の開催)

第6 会議は、県民生活課長が招集し、必要に応じて随時開催する。

- 2 会議は、議題に応じて、構成員の一部を参集して開催することもできることとする。

### (情報等の取り扱い)

第7 会議における情報、資料等の取り扱いについては、個人情報の保護及び事業者の営業自由の原則の尊重に十分配慮するものとする。

### (その他)

第8 この要領に定めるもののほか、必要な事項があるときは会議において定めるものとする。

### (附則)

この要領は、平成19年9月11日から実施する。

### (附則)

この要領は、平成22年4月1日から実施する。

### (附則)

この要領は、平成22年9月3日から実施する。

### (附則)

この要領は、平成23年6月22日から実施する。

### (附則)

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

### (附則)

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

(附則)

この要領は、令和3年4月1日から実施する。

(別記)

機関・団体	
関係機関	新潟県弁護士会
	新潟県司法書士会
	日本司法支援センター新潟事務所
	公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会新潟支部
	一般社団法人新潟県商工会議所連合会
	新潟県商工会連合会
	新潟県金融広報委員会
	一般社団法人新潟県労働者福祉協議会
	社会福祉法人新潟県社会福祉協議会
	日本貸金業協会新潟県支部
市町村	市長会
	町村会
	新潟市消費生活センター
	長岡市消費生活センター
	上越市消費生活センター
国	関東財務局新潟財務事務所
	新潟労働局
警察	広報広聴課
	生活保安課
県	広報広聴課
	税務課
	福祉保健総務課
	障害福祉課
	地域産業振興課
	生涯学習推進課
	新潟県消費生活センター
	県民生活課